

山口県報

平成19年
6月12日
(火曜日)

目次

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) 三

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) 四

生活保護法の規定に基づく施術者の指定 (厚政課) 五

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出 (厚政課) 五

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (三件) (厚政課) 五

解除予定保安林 (阿東町) (森林整備課) 八

保安林の指定 (秋芳町) (森林整備課) 八

公告

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (三件) (商政課) 八

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 (商政課) 一

国営農地再編整備事業 (豊北地区鳴滝換地区) の換地処分 (農村整備課) 二

国営農地再編整備事業 (豊北地区下田換地区) の換地処分 (農村整備課) 二

国営中山地区中山間地域総合整備事業の換地処分 (農村整備課) 二

国営歌野地区基幹水利施設補修事業変更計画書の縦覧 (農村整備課) 二

国営歌野地区防災ダム事業変更計画書の縦覧 (農村整備課) 二

契約の締結 (会計課) 三

山口県告示第三百十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年六月十二日から同年七月二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年六月十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社トクヤマ
住 所 周南市御影町一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所徳山・南陽工場
所在地 周南市御影町一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力	工事着手 予 定 年 月 日	工事完成 予 定 年 月 日	使用開始 予 定 年 月 日	使用時間 隔 隔 時 日 の 使用 間 間 変 動 の 概 要
二七-I	(m ³ /時) 一五	平成一九 七、二〇	平成一九 八、一〇	平成一九 八、一〇	連 続 二 四 時 間 変 動 な し
七二の四-I	(N ₂ m ³ /時) 一〇、〇〇〇	平成一九 七、五	平成一九 八、二	平成一九 八、二	"

備考 「二七-I」及び「七二の四-I」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設及び同表第七十一号の四の産業廃棄物処理施設のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するものをいう。

山口県告示第三百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

名 医 療 所 機 在 地 関 地 廃 止 年 月 日

平成十九年六月十二日

山口県知事 二井 関 成

No. 13	No. 12	No. 11	No. 10	No. 9	No. 8	No. 7	No. 6	No. 5	No. 4	No. 3	No. 2	No. 1	排 水 口	排 出 水 の 状 態 の 値	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
排 水 口	通 常 最 大	通 常 最 大													
"	"	八	七・五	"	八	"	八・二	"	八	"	八・二	八	八	水 素 イ オ ン 濃 度 (mg/l)	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	八・六	五・六	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	通 常 最 大
二	三・七	五・一	三・八	"	二	三・九	五	五・七	"	"	三	三・二	四・一	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	通 常 最 大
三	六・三	一〇・八	五・七	"	三	六・四	一〇	一〇・四	五	"	三・五	四・一	二	鉍 油 類 (mg/l)	通 常 最 大
"	一〇	"	"	"	五	五・六	"	"	"	"	五	六	二	室 素 値 (mg/l)	通 常 最 大
"	二〇	一〇	"	一五	一〇	一〇・八	"	"	"	"	一〇	一	二	燃 料 油 類 (mg/l)	通 常 最 大
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二	〇・四	室 素 値 (mg/l)	通 常 最 大
〇・七	〇・八	〇・七	〇・八	〇・三	"	〇・五	〇・二	〇・三	〇・四	"	〇・二	〇・四	〇・七	室 素 値 (mg/l)	通 常 最 大
一・五	二・四	一・七	一・五	〇・六	"	一	〇・四	〇・五	〇・六	"	〇・四	〇・七	〇・七	室 素 値 (mg/l)	通 常 最 大
〇・〇六	〇・〇八	〇・〇四	〇・一一	〇・〇二	〇・〇三	〇・〇九	"	"	"	"	〇・〇三	〇・〇九	〇・〇九	室 素 値 (mg/l)	通 常 最 大
〇・一	〇・一五	〇・一三	〇・一九	"	〇・〇四	〇・一八	"	〇・〇五	〇・〇四	"	〇・〇五	〇・一七	〇・一七	室 素 値 (mg/l)	通 常 最 大
四、三二〇	六、二四〇	二、四〇〇	七二〇	四八〇	八〇〇	二〇二、六四五	二、四〇〇	一七、三六〇	三六〇	四〇八、〇〇〇	二五、一七八	五八五、六一八	七三〇、四六九	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)	通 常 最 大
六、〇〇〇	七、二〇〇	二、八八〇	一、二〇〇	七二〇	一、二〇〇	二〇七、五九六	三、六〇〇	二四、八〇〇	四八〇	五二八、〇〇〇	三三四、一八八	七三〇、四六九	七三〇、四六九	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)	通 常 最 大

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

処理後	七	九、六	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
-----	---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

尾崎循環器内科	宇部市大字西岐波四六九五の一	平成一八	八、三一
寿町眼科クリニック	〃 〃 〃 〃 〃	平成一九	四、一五
針間産婦人科	〃 〃 〃 〃 〃	平成一七	六、三〇
耳鼻咽喉科うちクリニック	〃 〃 〃 〃 〃	平成一九	三、三一
たむら医院	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
中央皮膚科クリニック	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
あきよし心療内科クリニック	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
市山小児科医院	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
三池整形外科医院	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
広田皮膚科	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
古谷産婦人科	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
志熊医院	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
平生クリニックセンター	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
さかい内科クリニック	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
阿東町国民健康保険嘉年診療所	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
武田医院	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
弘中歯科医院	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
コスモ歯科クリニック	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
平生クリニックセンター	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
大田歯科医院	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
コスモス薬局	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
不動産局西店	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
有限会社くすりのあまくさ	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
薬局泉店	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
厚東薬局	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃
二二二二二二二二	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃

山口県告示第三百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年六月十二日

山口県知事 二井 関 成

名 医	療 称	所 在 地	指 定 年 月 日
朝日アイクリニック	〃	宇部市寿町一丁目四番五号	平成一九、五、一
医療法人いぶぎ会針間産婦人科	〃	〃 常盤町二丁目一番四号	平成一七、七、〃
医療法人社団尾崎循環器内科	〃	〃 大字西岐波四六九五の一	平成一八、九、〃
うちクリニック	〃	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
たむら医院	〃	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
はすいけ耳鼻咽喉科クリニック	〃	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
あきよし心療内科クリニック	〃	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
広田皮膚科	〃	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
博和会みみ・はな・のど内科クリニック	〃	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
近藤医院	〃	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
平生クリニックセンター	〃	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
医療法人社団さかい内科クリニック	〃	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
土屋歯科医院	〃	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
あおぞら歯科医院	〃	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
あかざき歯科医院	〃	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
つじ歯科クリニック	〃	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
コスモ歯科クリニック	〃	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
平生クリニックセンター	〃	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
医療法人平成会大田歯科医院	〃	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃
コスモス薬局	〃	〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃

有限会社くすりのあまくさ 薬局薬店	山口市葵二丁目四番七四号	"	"	"
三栄堂薬局	防府市石が口二丁目四番一七号	"	"	"
しんでん薬局	" 大字新田五八二の八	"	"	"
ニコニコ薬局	周南市新清光台二丁目一〇番二〇号	"	"	"

山口県告示第三百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成十九年六月十二日

施術者の氏名	名称	所在地	指定年月日	事業の廃止年月日
藤井 明生	かみはら整骨院	宇部市神原町二丁目二番一号	平成一九、四、一六	"
岸本 正司	防府整骨院	防府市中央町二番五号	"	"

山口県告示第三百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十九年六月十二日

居宅介護事業者の氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会	山陽小野田市千代町一丁目二番二八号	さわやか社協	訪問介護	平成一九、三、三一

居宅介護支援事業者の名称	主たる事務所の所在地	名称	事業の種類	事業の廃止年月日
"	"	"	訪問介護	"

社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会	山陽小野田市千代町一丁目二番二八号	総合生活福祉支援センター小野田	訪問介護	平成一九、三、三一
---------------------	-------------------	-----------------	------	-----------

介護予防事業者の氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	事業の種類	事業の廃止年月日
社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会	山陽小野田市千代町一丁目二番二八号	さわやか社協	介護予防	平成一九、三、三一

社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会	山陽小野田市千代町一丁目二番二八号	さわやか社協	介護予防	平成一九、三、三一
---------------------	-------------------	--------	------	-----------

"	"	"	介護予防	"
---	---	---	------	---

山口県告示第三百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年六月十二日

居宅介護事業者の氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	事業の種類	指定年月日
福祉生活協同組合さんコープ	山口市桜島二丁目三三二二の八	まちなかデイサービスさんコープ河村邸	通所介護	平成一九、四、一

社会福祉法人 むべの里	宇部市大字東 一須恵三二〇の	むべの里養護 老人ホーム博 愛園	宇部市中村二 丁目七番一七 号	特定 設入居 生活	"	"	"	"	"
社会福祉法人 恩賜財団済生 会	東京都港区三 田一丁目四番 二八号	済生会山口グ ループホーム あさくら	山口市朝倉町 四番五五―六 号	認 知 症 介 護	"	"	"	"	"
社会福祉法人 博愛会	山口市黒川三 三六三	山口あかり園 デイサービス センター	" 黒川三 三六三	"	"	"	"	"	"
特定非営利活 動法人田万川 地域サポート	萩市大字江崎 五五	小規模多機能 ホームぬくも り	萩市大字江崎 五五	小規 模多 機能 型居 宅介 護	"	"	"	"	"
"	"	グループホー ムぬくもり	"	認 知 症 介 護	平成一八、 二二、	"	"	"	"
"	"	"	"	共 同 介 護	"	"	"	"	"

山口県告示第三百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成十九年六月十二日

居宅介護支援事業者 名称	居宅介護支援事業所 名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人む べの里	むべの里居宅介 護支援事業所博 愛園	宇部市中村二丁 目七番一七号	平成一九、 四、一

山口県告示第三百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年六月十二日

山口県知事 二井 関 成

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
社会福祉法人 山口市社会福 祉協議会	山口市上野小 路八九の一	おごおり訪問 介護事業所	山口市小郡下 郷一四三七の 六	介護予 防訪問 介護	平成一九、 四、一
社会福祉法人 愛世会	宇部市大字山 中一二六の一	小郡・山手一 番館訪問介護 事業所	" 二九	"	"
株式会社コム スン	東京都港区六 本木六丁目一 〇番一	株式会社コム スン山口西京 ケアセンター	" 楠木町 八番五号	"	"
社会福祉法人 恩賜財団済生 会	田一丁目四番 二八号	済生会山口地 域ケアセン ター在宅複合 型施設やすら ぎヘルパース テーション	" 朝倉町 四番五五―六 号	"	"
福祉生活協同 組合さんコー プ	山口市桜島二 丁目二二―二 の八	さんコープ在 宅介護サービ ス	" 桜島二 丁目二二―二 の八	"	"
株式会社ニチ イ学館	東京都千代田 区神田駿河台 二丁目九	ニチイケアセ ンター山口	" 宮島町 三番一四号	"	"
医療法人社団 水生活会	山口市大内矢 田三八五	ヘルパース テーション アーユス	" 大内矢 田三七一	"	"
社会福祉法人 博愛会	" 黒川三 三六三	山口あかり園 訪問介護事業 所	" 黒川三 三六三	"	"
山口中央農業 協同組合	" 吉敷四 五二五の一	山口中央農業 協同組合本所	" 吉敷四 五二五の一	"	"
医療法人社団 曙会	" 泉都町 九番七号	湯田温泉在宅 ケアセンター	" 泉都町 九番七号	"	"
社会福祉法人 祐寿会	" 吉敷一 三九五	よしき悠々苑 ホームヘル パーセンター シヨン	" 吉敷一 三九五	"	"
周南農業協同 組合	下松市西柳二 丁目三番四八 号	J A周南とく やま訪問介護 センター	周南市大字徳 山五八二五の 八	"	"

社会福祉法人 博愛会	福祉生活協同 組合さんコー の八	社会福祉法人 正清会	社会福祉法人 恩賜財団済生 会	"	社会福祉法人 愛世会	医療法人社団 曙会	社会福祉法人 恩賜財団済生 会	市医師会 宇部市	社会福祉法人 阿東町社会福 祉協議会	社会福祉法人 博愛会	社会福祉法人 恩賜財団済生 会
三六三 黒川三	丁目三三二二	山口市阿知須 五〇四四の一	東京都港区三 田一丁目四番 二八号	"	宇部市大字山 中一二六の一	山口市泉都町 九番七号	東京都港区三 田一丁目四番 二八号	宇部市中村三 丁目二番五 四号	阿武郡阿東町 大字地福上 六九七	山口市黒川三 三六三	東京都港区三 田一丁目四番 二八号
山口あかり園 デイサービス センター	まちなかデイ サービスさん コープ河村邸	白松苑デイ サービスセン ター	済生会山口地 域ケアセン ター在宅複合 型施設やすら ぎデイサービ スセンター朝 倉	済生会山口地 域ケアセン ター在宅複合 型施設やすら ぎデイサービ スセンター朝 倉	小郡・山手一 番館デイサー ビスセンター デイサービス センター明治 俱樂部	湯田温泉訪問 看護ステーション	済生会山口地 域ケアセン ター在宅複合 型施設やすら ぎ訪問看護ス テーション	宇部市医師会 訪問看護ステ ーション	社会福祉法人 阿東町社会福 祉協議会	山口あかり園 訪問入浴介護 事業所	済生会山口地 域ケアセン ター在宅複合 型施設やすら ぎ訪問入浴セ ンター
三六三 黒川三	丁目一番一六二	五〇四四の一	四番五五一六	"	郷二九 小郡下 一二七六	九番七号 泉都町	山口市朝倉町 四番五五一六	宇部市琴芝町 二丁目四番二 五号	阿武郡阿東町 大字地福上 六九七	三六三 黒川三	山口市朝倉町 四番五五一六
"	"	"	"	"	介護通所	"	"	介護予 防訪問 看護	"	"	介護予 防訪問 看護
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
社会福祉法人 恩賜財団済生 会	社会福祉法人 むべの里	医療法人社団 水生会	社会福祉法人 祐寿会	社会福祉法人 博愛会	社会福祉法人 正清会	社会福祉法人 愛世会	社会福祉法人 恩賜財団済生 会	医療法人清仁 会	社会福祉法人 水生会	社会福祉法人 祐寿会	医療法人樹一 会
二八号	宇部市大字東 一須恵三二〇の 一	田三八五 大内矢	三九五 吉敷一	三六三 黒川三	山口市阿知須 五〇四四の一	宇部市大字山 中一二六の一	東京都港区三 田一丁目四番 二八号	郷七五一の四 小郡下	田三八五 大内矢	三九五 吉敷一	二丁目一〇番 七号
済生会山口地 域ケアセン ター在宅複合 型施設やすら ぎ福祉用具貸 与センター	むべの里養護 老人ホーム博 愛園	老人保健施設 アーユス	特別養護老人 ホーム山あ かり園	特別養護老人 ホーム白松苑	特別養護老人 ホーム山手一 番館	特別養護老人 ホーム小郡・ 山手一	済生会山口地 域ケアセン ター在宅複合 型施設やすら ぎ	なぎの木在宅 ケア・デイケ ンター	老人保健施設 アーユス	よしき悠々苑 デイサービス センター	山口病院通所 介護こもれ日 七号
山口市朝倉町 四番五五一六	宇部市中村二 丁目七番一七	田三七一 大内矢	三九五 吉敷一	三六三 黒川三	五〇四四の一 阿知須	郷二九 小郡下	四番五五一六 朝倉町	郷七五一の四 小郡下	田三七一 大内矢	三九五 吉敷一	二丁目一〇番 七号
介護予 防福祉 用具貸 与	介護予 防福祉 用具貸 与	介護予 防福祉 用具貸 与	介護予 防福祉 用具貸 与	介護予 防福祉 用具貸 与	介護予 防福祉 用具貸 与	介護予 防福祉 用具貸 与	介護予 防福祉 用具貸 与	介護予 防福祉 用具貸 与	介護予 防福祉 用具貸 与	介護予 防福祉 用具貸 与	介護予 防福祉 用具貸 与
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

福祉生活協同組合さんコープの八
 山口市桜島二丁目三三二番二
 さんコープ在宅介護サービス
 の八
 丁目三三二番二
 介護所
 山口市桜島二丁目三三二番二
 介護所
 山口市桜島二丁目三三二番二
 介護所

社会福祉法人恩賜財団済生会
 東京港区三丁目四番二八号
 済生会山口グ
 ループホーム
 あさくら
 四番五五番六
 介護所
 山口市桜島二丁目三三二番二
 介護所

社会福祉法人博愛会
 山口市黒川三三三番三
 済生会老人デイサービスセンター
 番二一
 緑町二
 介護所
 山口市桜島二丁目三三二番二
 介護所

社会福祉法人恩賜財団済生会
 東京都港区三丁目四番二八号
 済生会山口グ
 ループホーム
 あさくら
 四番五五番六
 介護所
 山口市桜島二丁目三三二番二
 介護所

社会福祉法人博愛会
 山口市黒川三三三番三
 グループホーム
 山口あかり園
 三三三番三
 黒川三
 介護所
 山口市桜島二丁目三三二番二
 介護所

山口県告示第三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成十九年六月十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除予定保安林の所在場所
阿武郡阿東町大字生雲中字奥沢田一七三三の二八
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

山口県告示第三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成十九年六月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林の所在場所

美祢郡秋芳町大字青景字大谷西平三三九の一四、三三九の一五、三三九の五三、三三九の五四、大字嘉万字植山五〇六、五二一の一、五三二、五三四、五三四の一、五三四の二、五三四の八、五三七、字山ノ奥五四一の一、五四二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、秋芳町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び秋芳町役場に備え置いて縦覧に供する。



(二九六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十九年六月十二日から同年十月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年六月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン岩国

所在地 岩国市麻里布町二丁目七二の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 徳田 邦明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	内島 朝良	徳田 邦明

届出年月日 平成十九年五月三十一日

四 届出年月日 平成十九年五月三十一日

五 変更年月日 平成十九年五月十四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 丸久西岩国店

所在地 岩国市錦見五丁目一七番一三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社スーパーフそう 防府市戎町一丁目一〇番五号 大川 展洋

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	岡野 正則	黒田要一郎

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

四 届出年月日 平成十九年六月一日

五 変更年月日 平成十九年一月二十四日

平成十九年五月十四日

(二九七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十九年六月十二日から同年十月十二日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年六月十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 パルティ・フジ新南陽

所在地 周南市政所二丁目二番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 徳田 邦明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	内島 朝良	徳田 邦明

届出年月日 平成十九年五月三十一日

四 届出年月日 平成十九年五月三十一日

五 変更年月日 平成十九年五月十四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ベスト電器周南店

所在地 周南市道源町四八七五の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号 有園 憲一

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ベストファミリー	株式会社ベストファミリー	株式会社ベストファミリー
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	福岡市博多区千代六丁目二番三三号	福岡市博多区千代六丁目二番三三号	福岡市博多区千代六丁目二番三三号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	矢ヶ部武夫	矢ヶ部武夫	矢ヶ部武夫

四 届出年月日

平成十九年六月一日

五 変更年月日

平成十九年六月二日

(二九八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十九年六月十二日から同年十月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年六月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク山口店

所在地 山口市中央四丁目二八三五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 株式会社丸久

住 所 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社丸久	株式会社丸久	株式会社丸久
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	防府市大字江泊一九三六	防府市大字江泊一九三六	防府市大字江泊一九三六
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	藏澄 均	藏澄 均	藏澄 均

四 届出年月日

平成十九年六月一日

五 変更年月日

平成十六年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク山口店

所在地 山口市中央四丁目二八三五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 株式会社丸久

住 所 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	篠崎 良二	篠崎 良二	篠崎 良二
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	蔵田株式会社	蔵田株式会社	蔵田株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	池部 智治	池部 智治	池部 智治

四 届出年月日

平成十九年六月一日

五 変更年月日

平成十八年十月二十七日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク山口店
 所在地 山口市中央四丁目二八三五
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 防府市大字江泊一九三六
 代表者の氏名 藏澄 均
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	変 更 前	変 更 後
株式会社丸久	株式会社丸久	倉重 雅之	"	藏澄 均

- 四 届出年月日
平成十九年六月一日
- 五 変更年月日
平成十九年四月一日

(二九九) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年六月十二日から同年十月十二日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

- 平成十九年六月十二日
山口県知事 二井 関 成
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ベスト電器周南店
 所在地 周南市道源町四八七五の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 名称 住 福岡市博多区千代六丁目二番三三号
 代表者の氏名 有園 憲一
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	株式会社ベストファミリ	変 更 前	変 更 後
株式会社ベストファミリ	株式会社ベストファミリ	"	午後八時四十分から 午後九時一五分まで	午後九時から午後九 時一十分まで

- 四 届出年月日
平成十九年六月一日
- 五 変更年月日
平成十九年六月二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 ベスト電器周南店
 所在地 周南市道源町四八七五の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 福岡市博多区千代六丁目二番三三号
 代表者の氏名 有園 憲一
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 駐車場の収容台数	変 更 前	変 更 後
一六五台	一三四台	

- 四 届出年月日
平成十九年六月一日
- 五 変更年月日
平成十九年六月二十九日

(三〇〇) 国営農地再編整備事業(豊北地区鳴滝換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区鳴滝換地区の換地処分を次のとおり行いま
した。

平成十九年六月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日

平成十九年五月二十三日

二 換地処分の内容

国営農地再編整備事業(豊北地区鳴滝換地区)換地計画書に記載された換地計画の
とおり

(三〇一) 国営農地再編整備事業(豊北地区下田換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区下田換地区の換地処分を次のとおり行いま
した。

平成十九年六月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日

平成十九年五月二十三日

二 換地処分の内容

国営農地再編整備事業(豊北地区下田換地区)換地計画書に記載された換地計画の
とおり

(三〇二) 県営中山地区中山間地域総合整備事業の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
県営中山地区中山間地域総合整備事業の施行に係る地域の換地処分を次のとおり行いま
した。

平成十九年六月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日

平成十九年五月二十八日

二 換地処分の内容

県営中山地区中山間地域総合整備事業換地計画書に記載された換地計画のとおり

(三〇三) 県営歌野地区基幹水利施設補修事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、
県営歌野地区基幹水利施設補修事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準
用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年六月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営歌野地区基幹水利施設補修事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年六月十三日から同年七月二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(三〇四) 県営歌野地区防災ダム事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、
県営歌野地区防災ダム事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同
法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年六月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営歌野地区防災ダム事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年六月十三日から同年七月二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(三〇五) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十九年六月十二日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局会計課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る物品の名称及び数量

財務会計システム用機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十九年五月二十二日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目一五番二二号

六 契約金額

二億六千九百一万円

七 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の二第一項第八号に

該当するため

八 契約担当者

山口県知事 二井 関成

平成十九年六月十二日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）